

清水町環境基本条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、町の良好な環境の保全及び創造について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活並びに豊かな自然環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全及び創造上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の世代の町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を持続して享受することができるように適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、全ての者が自らの課題として認識し、あらゆる日常生活及び事業活動において、適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組むことによって行われなければならない。
- 4 自然環境が豊かで地域固有の貴重な資源である柿田川を、将来の世代に良好な状態で継承できるように、適切な環境の保全及び創造を行わなければならない。

（町の責務）

第4条 町は前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理

念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的、総合的施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 町は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に取り組むとともに、町民及び事業者の良好な環境の保全及び創造への取組を支援するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(町、事業者及び町民の協働・協創)

第7条 町、事業者及び町民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすため、協働・協創して環境の保全及び創造に関する施策及び活動を推進するよう努めなけれ

ばならない。

(柿田川の日)

第8条 町民及び事業者の間に広く柿田川の環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、水の恵みに感謝し積極的に環境の保全に関する活動を行う意識を高めるため、柿田川の日を設ける。

2 柿田川の日は、8月の第1土曜日とする。

3 町は、柿田川の日趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(施策の基本方針)

第9条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の調整を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 生活環境の保全及び町民の健康の増進のため、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を健全な状態で保全すること。

(2) 河川、農地、水辺地等における多様な自然環境が、地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいを確保するとともに、本町の自然環境及び歴史的文化的な所産の保全に努め、良好な景観の形成を図り、質の高い環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用を推進するとともに、環境の保全及び創造に関する技術等を活用することにより、環境への負荷の低減を図り持続的発展が可能な地域を構築すること。

(環境基本計画)

第10条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する清水町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。
（年次報告等）

第11条 町長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした年次報告書を作成し、町環境審議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

（規制等の措置）

第12条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、関係機関と協議の上、必要な指導、助言、規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第13条 町は、環境の保全上の支障を防止するため、町民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、町長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

（生物多様性の保全）

第14条 町は、柿田川において自生するミシマバイカモなど絶滅のおそれのある野生動植物の保護及びその生息・生育環境を守ること等により、生物多様性の保全に努めるものとする。

（環境教育、学習等の推進）

第15条 町は、町民等が環境の保全及び創造について理解を深め、これに関する活動に主体的積極的に参画できるよう、環境教育、学習を推進するとともに、事業者とも連携し、自然とのふれあいや企業活動を通じて環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように努めるものとする。

（自発的な活動の促進）

第16条 町は、町民等及び滞在者が自発的に行う自然保護に関する活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が町の施策と連携し、促進

されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関して必要な情報を収集するとともに、調査及び研究を実施し、教育及び学習の振興並びに町民等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、これらの情報等を適切に提供するように努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び円滑に実施するために必要な庁内の体制を整備するものとする。

2 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適切かつ効果的に実施するため、町民等と連携協力して取り組む体制の整備に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第19条 町は、環境の状況を的確に把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 町は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(環境審議会)

第20条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、清水町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 年次報告に関すること。
- (3) その他環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(清水町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 清水町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

地域交流センター運営委員会	委員長	〃	7,500
	委員	〃	6,500

を

地域交流センター運営委員会	委員長	〃	7,500
	委員	〃	6,500
清水町環境審議会	会長	〃	7,500
	委員	〃	6,500

に改める。